在学生、保護者、教職員、関係者 各位

北里大学保健衛生専門学院 学院長 小 幡 文 弥

# 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う**在宅学習の** 段階的な解除に向けた基本方針について

本学院では、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、4月11日(土)から「在宅学習」を実施しています。その後の緊急事態宣言発令をはじめとした感染拡大の状況を総合的に判断しながら、4月16日(木)と5月1日(金)に期間延長を決定し、5月12日(火)現在、その期間は「当面の間」としています。

一方、5月4日(月)に政府から発表された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更等を受けて、新潟県知事が使用停止等の協力要請を行う施設から、大学・専修学校等を含む「学校」が対象外となり、新潟県総務管理部大学・私学振興課長から「感染者数やその推移、感染経路が不明な事例の件数など、地域の感染状況を十分に考慮し、学校の休業及び再開について適切に判断するとともに、引き続き、感染防止対策を徹底すること」との通知が発出されています。新潟県内の学校の状況は、県立学校(主に高等学校)が5月31日(日)まで休校として、休校期間中に分散登校等の対応をとることとしています。小中学校は自治体の判断により早い学校では5月7日(木)から登校を再開しており、南魚沼市立の小中学校は、5月11日(月)から登校を再開しています。

本学院では、前述のとおり、遠隔授業を活用した「在宅学習」の実施により、講義は行えているものの、その期間が長期化することは、医療系専修学校の特徴である臨地実習の日程を極端に 圧迫することや、新入生をはじめとした学生の皆さんの精神的負担増などの悪影響が懸念されて います。更に、特定警戒都道府県(13 都道府県)以外の緊急事態宣言解除の可能性についても報 道されています。

このため、本学院においても、地域の感染状況や在学生の事情を踏まえながら、感染防止対策を徹底したうえで、「在宅学習の段階的な解除」に向けた基本方針等を以下のとおり取りまとめましたのでお知らせいたします。

記

# ◎「在宅学習」の解除に向けた基本方針

#### 1 解除時期について

卒業に向けた学事日程と国家試験受験を勘案した場合、臨地実習の実施が切迫している保健看護科4年、及び登校による教育指導を早期に実施する必要性が高い新入生(臨床工学専攻科を除く)は、6月1日(月)からの登校再開を目指します。それ以外の学生は、6月8日(月)からの登校再開を目指します。登校開始に向けた準備として、それぞれ、5月18日(月)、及び5月25日(月)から週2回程度の分散登校を段階的に実施します。

#### 2 今後のスケジュールについて

区分	「初回」分散登校日	健康観察期間	登校開始
臨床検査技師養成科1年	5月21日(木)		
管理栄養科1年	5月19日(火)	5月18日(月)~	6月1日(月)
保健看護科1年	5月20日(水)	5月31日(日)	
保健看護科4年	5月18日(月)		
上記以外	追って連絡	5月25日(月)~ 6月7日(日)	6月8日 (月)

<sup>※「</sup>初回」分散登校日の詳細は追って Google カレンダーまたはメール等でお知らせします。

#### 3 学生の再集合について

5月18日(月)または5月25日(月)から週2回程度の分散登校を段階的に実施することから、その時期までに新潟キャンパスへ再集合することを促します(既に全学生の約95%は新潟県内に滞在)。5月12日(火)現在も新潟県知事から「不要不急の都道府県を越える移動の自粛」についての要請がありますが、この移動は「学業再開のために必要な移動」と位置付けます。都道府県を越えて移動する学生、特に特定警戒都道府県から移動する学生若干名については、感染予防策を万全にして移動することを指示して対応します。

# 4 健康観察の実施について

学院内での集団感染発生を防ぐため、分散登校期間中(登校による授業再開前の2週間)を「健康観察期間」として、学生の皆さんに**健康観察記録票の記載を義務付け**、体調不良者の登校禁止を徹底するとともに、感染予防意識の更なる向上を図ります。

## ※健康観察記録票ダウンロード:

学院ホームページ【重要なお知らせ】新型コロナウイルス感染症の対応についてhttps://www.niigata-kitasato-u.ac.jp/antivirus/#14

## 5 感染予防対策について

別添の「新型コロナウイルス感染症予防対策」を学生の皆さん、教職員が遵守することとします(配付、ホームページに掲出して周知)。

#### 6 その他

上記の対応は今後の状況によって、変更の可能性があります。その際には可及的速やかに情報を取りまとめて学院ホームページに掲出するとともに、一斉メール等で周知いたしますので、学院からの各種連絡は必ず確認してください。また、今後の感染予防対策を検討・実施するうえで、セコムメールを利用したアンケートを実施することがありますので、ご協力をお願いいたします。最後に、新型コロナウイルス感染症の撲滅は、学生の皆さん一人ひとりの行動にかかっています。学生の皆さんには医療職に就く学生としての自覚を持っていただき、引き続き感染拡大防止を意識した行動を、切にお願いいたします。

<sup>※</sup>登校開始以降も感染予防対策として**変則時間割編成や分散登校(週2回程度)を実施**します。

# 北里大学保健衛生専門学院 新型コロナウイルス感染症予防対策

[2020/05/12]

## 1 感染予防の基本方針

医療と健康のスペシャリストを養成する本学院の学生・教職員として、学院の内外にかかわらず感染予防に高い意識をもって日々の生活を送ることを共通認識とする。

具体的には、手洗い・手指消毒の励行、咳エチケットの遵守、マスク着用、毎朝の検温実施、不要不急の外出(飲食を伴う集まりを含む)と「3密」(①換気の悪い密閉空間、②人が密集する場所、③密接した近距離での会話)の回避など、各自ができる感染予防に努めるほか、以下に示す学院として講じる感染予防対策の趣旨を理解し、その趣旨に応じた行動を心掛けることとする。

新型コロナウイルス感染症予防対策			
手洗い・手指消毒の励行	咳エチケットの遵守	マスク着用	
毎朝の検温実施	不要不急の外出自粛	3密の回避	
新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」の実践			

#### 2 登校制限について

以下の内容を周知徹底する。併せて学生に対して感染予防のための登校制限による教育上の不 利益が生じない事を伝える。

次のいずれかに該当する人は学院内への立ち入りを禁止します。

- (1) 37.5℃以上の発熱がある人。※毎朝の検温を強く推奨します。
- (2) 咳などの呼吸器症状のある人。

その他、倦怠感などの体調不良や不安がありましたら、速やかに学院 025-779-4511 (代表)まで連絡してください。

#### 3 分散登校及び変則時間割編成について

登校による授業再開以降も感染機会を軽減するため、遠隔授業を併用した分散登校、及び変則 時間割編成を実施し、同時に登校する学生数を抑制する。

# 4 講義室及び実習室での感染予防対策について

- (1) 教員はマスク着用で講義を実施する。
- (2) 学生に向かい合って討議を促す等の講義進行は禁止とする。
- (3) 学生が発声する英語、音楽などの講義は発声を極力避けて実施する。
- (4) 休み時間ごとに「流水と石鹸による手洗いの励行」を徹底する。
- (5) 講義、実習中の私語は慎むことを徹底する。
- (6) 教員と学生が連携して講義室の換気を行う。
  - 1) 講義終了後、休み時間には教員と学生で窓とドア(扉)を開放することを徹底する。
  - 2) 好天で気温が低くない場合には窓を開放して講義を行う。
  - 3) 講義中であっても適宜対応するよう教員に協力を要請する(45 分経過時に1 度開放することが望ましい)。
- (7) 感染者が出た場合、消毒する必要があることから、講義室内に私物の放置を禁止する。
- (8) 講義室内においては物理的に難しい場合は除き、間隔を空けて着席する。
- (9) 清掃作業員に対して講義室清掃の際に、人がよく触れるドアノブ等の消毒を依頼する(次 亜塩素酸等で消毒の後、水拭き)。
  - ※講義室及び実習室での感染予防対策について掲示物を作成して各教室に掲示する。

## 5 学生食堂での感染予防対策について

- (1) 飛沫伝播防止のため高度清浄加湿器、仕切りのためのアクリル板を設置する。
- (2) 横並びで着席できるよう机と椅子の配置を変更する(座席数を約160席に制限)。
- (3) 昼食の時間帯は飲食以外の利用を禁止する。
- (4) 混雑緩和のため、極力混雑時を避けて利用する。
- (5) 私物放置と席取りの禁止を強化する。
- (6) 学生に混雑時の学生食堂・エスカァル・多目的ルームの分散利用を促す。
- (7) 弁当持参の学生及びコンビニ等で購入して食事する学生は、極力北里ガーデン以外で食事するようアナウンスする。
- (8) 教室等で食事する場合も 1m 以上離れて座り、向き合わず、会話等により感染リスクが高いので食事中も会話に注意する。

## 6 体育実技及び体育館内での感染予防対策について

- (1) 十分な距離をとり、接触・飛沫感染のリスクの高い内容は当面実施しない。
- (2) 屋外での実施を原則とする。
- (3) マスク着用のままでの激しい運動は避ける。
- (4) 体育館内の実技実施の場合、十分な換気を行う。
- (5) 更衣室の清掃と消毒作業を実施する。

## 7 通学時の感染予防対策について

(1) 公共交通機関の利用について

JR浦佐駅を利用する学生、教職員は、首都圏のような混雑はないものの、①通常より一本早い電車を利用する。②電車内での会話は控える。③手摺、つり革に極力触れないなどの感染予防対策を講じる。

- (2) 通学バスの利用について
  - 1) 車内換気は、基本的にバスの窓を開けて走行することで対応する。天気の状況により、 学生の協力を得て、ドライバーと連携し、窓の開閉を適宜行う。
  - 2) 分散登校期間中は極力隣り合わせで座らない。会話については、常識の範囲内での行動を行うように注意喚起し、密接な空間での会話は感染リスクが高くなる旨をアナウンスする。
  - 3) 運転手に頻回な手すり等の消毒を依頼する。

#### 8 課外活動等について

- (1) 課外活動等は、当面の間、学外・学内にかかわらず禁止とする。
- (2) 放課後の居残り学習は禁止とする。
- (3) 図書館は当面の間、17:00 閉館とする。
- (4) 就職活動は各自感染予防対策を施し、最新の情報を入手しながら実施する。

#### 9 北里アパート街での遵守事項

- (1) 近隣住民の方々、特にご高齢の方の感染リスクに配慮し不要不急の外出は厳に慎む。
  - ※不要不急の外出には、食品や生活必需品の買い出し、通院、気分転換のための散歩やジョギングは含まれないが、その際にも感染予防対策を講じ、「距離を空ける」意識を徹底する。
- (2) 学生アパート間の往来(在宅学習を集合して行う、コンビニやアパート前の立ち話しなど) についても自粛する。